

## 誓約書（見本）

甲【⇒市町村、一部事務組合、広域連合又は代表市町村の名称】に対して、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「協会」という。）は、反社会的勢力等の排除に関して以下のとおり誓約いたします。

## （反社会的勢力等の排除）

1. 協会は、甲に対し、次の各号を誓約（以下「本誓約」という。）いたします。
  - （1）自らが、暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に定めるものによる。）、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋、社会的運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団もしくはこれらに準ずる者、その構成員またはその構成員から成る企業体（以下総称して「反社会的勢力等」という。）ではなく、また反社会的勢力等によって経営を支配されていない（反社会的勢力等が実質的にその経営に関与している場合を含む。）こと。
  - （2）自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力等ではないこと。
  - （3）反社会的勢力等が協会の名義を利用し、本誓約をするものでないこと。
  - （4）自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。
    - ア 甲に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
    - イ 偽計または威力を用いて甲の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
    - ウ 虚偽の風説を流布して第三者の信用を毀損し、またはその業務を妨害する行為
    - エ 法的な責任を超えた不当な要求行為

## （既存契約の解除）

2. 協会が本誓約の有効期間内に、次のいずれかに該当した場合には、甲は、何らの催告を要せずして、協会と締結している平成30年度の業務実施覚え書き並びに業務実施契約書（以下総称して「既存契約」という。）を解除することができる。ただし、甲が既存契約を解除しようとする場合、協会が、下請事業者（「下請代金遅延防止法」の第2条第8項に定めるものをいう。）に業務の再委託をしている場合は、甲は協会が相応の期間を定めた下請事業者に対する催告を要することを了解する。
  - （1）前1.（1）または1.（2）の表明保証に反する申告をしたことが判明した場合
  - （2）前1.（3）の表明保証に反し、本誓約をしたことが判明した場合
  - （3）前1.（4）の表明保証に反する行為をした場合

- (4) 反社会的勢力等として起訴された場合
- (5) 反社会的勢力等に該当するとみなされ、社会的に非難されるべき関係としてマスコミに報道された場合

(本誓約の有効期間)

- 3. 本誓約の有効期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

(協議事項)

- 4. 甲が本誓約の記載事項について疑義を生じた場合、又は本誓約に記載のない事項で協議を必要とする事項が発生した場合は、協会は誠意をもって協議しこれを円満に解決するよう努めるものとする。

平成30年4月1日

東京都港区虎ノ門一丁目14番1号郵政福祉琴平ビル  
公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会  
代表理事 齋藤 信雄